

会議の公開について（案）

1. 中小企業政策審議会取引問題小委員会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として一般傍聴は認めない。関係者の傍聴についての判断は、委員長に一任するものとする。
2. 配付資料は、原則として公開する。個別の事情に応じて、資料を非公開とするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。
3. 議事概要については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、発言者の名前を明示しない形で公開する。
4. 議事録（逐語録）は、非公開とする。

〔参考：中小企業政策審議会運営規程〕

第 4 条 審議会は、原則として、会議又は議事録を公開することとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。